

和歌山県監査公表第4号

平成29年4月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月19日

和歌山県監査委員 江川和明
和歌山県監査委員 河野ゆう
和歌山県監査委員 尾崎要二
和歌山県監査委員 岩田弘彦

1 包括外部監査の特定事件

基金に関する財務事務について

2 包括外部監査の結果（意見）に基づく措置

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>第4 各基金についての詳細</p> <p>【3】和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分）</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金残高について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 積極的に基金を活用すべき</p> <p>寄付金受領額に対し、事業への充当額が少ないため、基金残高が急増している状況であり、寄付金受領額の多くを基金に積み立てることは、上述した寄付者の意向に必ずしも従っているとはいえない。寄付者の意図に沿った事業計画を策定し、基金を積極的に活用すべきである。</p>	寄付者の意図に沿った事業に積極的に活用していく。
<p>【3】和歌山県福祉対策等基金（健康推進課所管分）</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 補助金申請者の金融資産と保険加入状況の確認について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 申請者の金融資産と保険加入状況について、預金通帳等により確認を行うべき</p> <p>当基金は、経済的な理由でがん先進医療を受けられない県民を支援するという目的で個人による寄付が行われ、</p>	和歌山県がん先進医療支援事業補助金の補助要件については、申請手続前に、申請者又はその家族に口頭による説明を十分に行い、補助要

<p>設置されたものである。当該寄付者の意向を受けて、上記の通り、要綱第2条において、保有資産の制限等を行っている。かかる趣旨からすれば、申請者の資産状況について、誓約書のみの確認では不十分であるといえることから、申請者の預金通帳等を申請時に確認することで申請者の資産状況について確認すべきである。また、申請者の保険加入状況についても、申請時に保険証券を確認することで確かめるべきである。</p>	<p>件に該当するか否かの確認を行っている。現在、説明や確認が必要な事項をチェックシートに整理し、これに基づき申請者の資産状況や保険加入状況等に係る詳しい聞き取りや、申請内容が事実と異なる場合には、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第17条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消すこととなる旨を十分説明した上で誓約書を徵し、制度を公正に運営している。</p>
<p>【3】和歌山県福祉対策等基金（財政課所管分）</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金残高について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 基金残高の適正な水準を踏まえ、積立・取崩の計画や条件を検討すべき</p> <p>福祉分野においては、高齢化の影響もあり、将来更に支出の増加が見込まれているものの、その増加に対応して本基金残高が適正な水準であるかどうかについての検討が行われていない。基金残高の適正な水準を踏まえ、今後の積立・取崩の計画や条件を検討すべきである。</p>	<p>福祉分野においては、高齢化の影響もあり、今後更に支出の増加が見込まれているが、それに対応するための消費税増税が、平成31年10月に行われる予定である。平成29年度の現計予算（12月補正後）では、本基金の大幅な取崩しを避けることができており、消費税増税までは、現在の基金残高で対応できるものと考えている。</p> <p>中期行財政経営プランや増税後の本県の財政状況を踏まえ、条件などを今後検討していく。</p>
<p>【4】和歌山県地域振興基金（地域政策課所管分）</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 現地調査の実施結果について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査の結果を保管すべき</p> <p>現地調査を行ったものについては、実際に現地に赴いて調査した内容が明確となるよう、調査項目を列挙したチェックリストを用いて事業</p>	<p>現地調査の実施に当たっては、チェックリストにより、実施状況を確認している。</p> <p>また、現地の写真は、事業主体から受領し、調査結果として保管している。</p>

<p>の実施状況を確認することや、現地の写真を入手して報告書に添付するなど、現地調査結果を適切に保管するべきである。</p> <p>また現地調査を行っていないものに関しては、市町村の検査調書のみならず、どのような検査が行われたのかを確認するとともに、現地の写真等を受領するなど事業の実施状況を確認し、関連資料を適切に保管すべきである。</p> <p>【5】和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金残高の適正性の確認について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 利用計画を作成し、計画的に基金を活用すべき</p> <p>基金残高の適正性が十分に確認できていない場合、基金として積立てる必要のない資金が積立てられ、他の事業を使用できる資金が基金に拘束されることで、県が保有する資金が有効に活用されていない可能性が生じる。</p> <p>基金残高が適正であることを示すため、起債の発行や補助金等の財源を考慮した上で今後の利用計画を作成し、不足している場合には計画的に積み立て、また過剰に積み立てられている場合には、条例で定められた整備経費への活用を十分検討する等、計画的かつ有効に基金を活用すべきである。</p> <p>【7】和歌山県災害救助基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 救助物資の現物確認について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 定期的な救助物資の現物確認を実施すべき</p> <p>救助物資の保有数量や賞味期限切れのものが無いかについて定期的な現物</p>	<p>中期行財政経営プランにおける収支見通し（平成 29～33 年度）において、本基金を財源確保策として活用し、計画を立てた。</p> <p>具体的には、「和歌山県公共施設等総合管理計画」（平成 29～38 年度）に基づき、平成 32 年度までに個別施設計画を策定し、施設の更新時期等を定めるとともに、所要額の詳細な積算を行い、リニューアル工事を予定している総合庁舎等の施設については、本基金の活用を検討する。</p> <p>各振興局が、それぞれ保管している救助物資の数量と賞味期限の確認を行い、福祉保健総務</p>
--	--

<p>確認を実施しなければ、災害時に計画通りの物資供給ができなくなる可能性がある。</p> <p>各振興局で作成している購入年度別（賞味期限別）の救助物資の台帳とともに、定期的（例えば毎年度末）に現物確認を実施し、数量の実在性及び賞味期限切れのものがないかについて、確認すべきである。</p> <p>【13】和歌山県産業開発基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 要綱で規定されている事項の確認記録について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 要綱で規定されている事項の確認記録及び判断結果を記録として残すべき</p> <p>県は、当該要綱の規定により奨励金を受ける者が、国、県又は市町村から当該要綱で規定する以外の優遇措置を受けているどうかについて情報収集した結果を記録として残すべきである。</p> <p>また、他の優遇措置を講じていた場合は、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を適切に決定した結果を記録として残すべきである。</p> <p>(2) 立地協定書に関する変更報告について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 立地協定書に関する重要な報告を受けた場合は書面等により記録を残すべき</p> <p>立地協定書は、当該事業を行うに際して事業者と県が締結しているものであり、協定書と実際の事業計画との齟齬に関する報告は、奨励金の支給を判断するための重要な報告である。このため、重要な変更事項に関する報告事項については、書面等により記録を残すべきである。</p> <p>なお、本包括外部監査の過程におい</p>	<p>課が平成29年7月に保管状況の確認を行った。</p> <p>今後も、毎年度、各振興局において現物確認を実施し、福祉保健総務課がその結果を集約し、救助物資を適正に管理する。</p> <p>本奨励金以外の優遇措置の利用状況及び本奨励金の交付の決定に係る経過等について記録している。</p> <p>立地協定書に係る重要な変更事項に関する報告事項は、書面等により記録している。</p>
---	---

<p>て、上記立地協定書については既に修正が行われている。</p> <p>【14】和歌山県企業立地促進資金貸付基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) より活用しやすい制度設計について</p> <p>③意見</p> <p>i) より活用しやすい制度に変更し、基金を有効に活用することを検討すべき 誘致企業にとって当該制度を利用するメリットがなければ、本基金の存在意義はなく、基金が有効に活用されているとは言えない。また、約8億円(預託金を除く)もの資金が基金として放置される状況は、県民が負担した税金が長期間にわたって有効活用されていない状況と言わざるを得ない。 以上を踏まえ、貸付利率の見直し等により誘致企業が利用しやすい制度に変更する等、基金が有効に活用される仕組みを検討されたい。</p> <p>【15】和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 「水土里のむら機能創出支援事業」に係る業者選定について</p> <p>③意見</p> <p>i) 1者からの見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式で複数の業者からの提案を募り、適切に選考したうえで、契約相手方を決定すべき これまで、委託先と事業の手法について改善を続け、前述の研究会報告書に取り上げられる事業に成長させた点は特筆すべきである。しかし、ワーキングショップ等の新たな手法がないか、また現状の契約金額が妥当かどうか、については他者からも提案を受け付けるべきであり、上記①に記載の理由をもって、他の事業者を排して随意契約と</p>	<p>当基金の有効活用に向けた制度見直しを行っていく。</p> <p>平成29年度は、プロポーザル方式により業者を選定し、契約した。</p>
---	--

<p>することは適當とはいえない。</p> <p>よって、様々な団体による提案を受け、新たな発想を取り入れができるようにするため、1者見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式を導入し、より良い発想、手法を合理的な金額で提示する委託先を選定できるようになることが望ましい。</p>	
<p>【18】青少年文庫基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金の目的と現状の利用状況について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 基金を有効に活用するため、基金を取崩して使用することを検討すべき</p> <p>本基金は寄付者及びその遺族の意向に従い、現在は運用収入のみを財源とした事業を実施せざるを得ない状況である。しかし、効果的かつ効率的に基金を活用するため、寄付者の遺族の同意を得た上で、運用収入に加え基金自身の取崩しを行うことを検討すべきである。</p> <p>なお、本包括外部監査によるヒアリングの後、県は遺族と交渉し、取崩に関する同意が得られたことから、平成29年度から本基金の取崩しを行うとのことである。</p>	<p>寄付者遺族の同意を得て、平成29年度以降は利息分だけでなく定額を取り崩し、効果的かつ効率的に基金を活用している。</p>
<p>【19】和歌山県農業構造改革支援基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金の活用について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 基金のさらなる有効活用を行うとともに、県がより利用しやすい制度設計となるよう国への働きかけを行うべき</p> <p>利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束されている場合、資金が有効に活用されているとは言い難い。本基金事業は、農地中間管理機構（和歌山県農業公社）への経費補助や、機構へ</p>	<p>平成29年度は、農業参入フェアへの出展や、メディアを活用した事業周知などPRを強化するとともに、新たに県内5カ所の果樹園で、農地中間管理機構が優良品種への更新に取り組んでいる。</p>

<p>の農地集積に協力してくれた方への協力金の交付等、国の制度に基づいて基金事業を実施するものであるが、補助先である農地中間管理機構（和歌山県農業公社）と協議しながら、基金の目的達成が見込める事業を積極的に検討し、基金のさらなる有効活用を行うべきである。</p> <p>また、国の制度設計の見直しに向けて、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう、引き続き、同様の状況下にある他県と連携し、国に働きかけを実施していくことが望まれる。</p> <p>【20】和歌山県中核産業人材確保強化基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 交付対象者の認定プロセスについて</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 交付対象者の認定プロセスについて明確に基準を設定すべき</p> <p>現状の交付対象者の認定プロセスにおいては、客観性のある採点基準が設定されておらず、採点官の主觀により人材が選抜され、公平性に欠けていると判断される可能性がある。</p> <p>このため、採点官の主觀性を排除するとともに公平で制度の目的に沿った人材を交付対象者として認定できるよう、選抜方法の面接、書類審査、作文に関して、それぞれ採点基準及び配点等を明確に設定すべきである。</p> <p>【21】和歌山県土地開発基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金のあり方について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 条例改正を含め新行財政改革プランとの整合性を検討すべき</p> <p>本基金の目的は「土地の先行取得」と条例で定められているが、新行財政改革プランでは「県の保証債務を弁済</p>	<p>また、受け手支援の充実など、果樹産地の実態を考慮した制度設計への見直しについては、他のみかん生産県と連携して、国へ政策提案するなど、機会を捉えて働きかけを行っている。</p> <p>平成 29 年度の交付対象者においては、平成 28 年 10 月 3 日付けで制定した基準に基づき認定を行った。</p> <p>本基金により県の保証債務を弁済すべき事態が生じた場合には、条例改正を検討していく。</p>
---	---

<p>する事態への臨時特例の備えとする余地があることから、引き続き残していく必要がある」と県は主張している。</p> <p>本基金を新行財政改革プランに沿った基金と位置付けるのであれば、本基金の条例改正を行う必要がある。</p> <p>【22】和歌山県地域環境保全基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 地域環境保全基金の残高について</p> <p>③意見</p> <p>i) 和歌山環境保全公社からの寄付金残高 8 億 2 千万円に関して、将来的な利用計画の検討を進め、基金が有効に活用できるように検討を行うべき</p>	
<p>上述のとおり、和歌山環境保全公社からの寄付金残高 8 億 2 千万円については、現時点において具体的な利用計画を策定していない状況である。</p> <p>県は、基金の設置目的に照らし、将来的な利用計画の検討を進め、基金を有効に活用すべきである。</p>	<p>和歌山環境保全公社からの寄付金残高 8 億 2 千万円に関しては、中期行財政経営プランの取組期間中に、他の環境保全関連施設整備への充當を検討する。</p>
<p>【24】和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 更新投資計画の作成について</p> <p>③意見</p> <p>i) 更新投資計画を策定し、基金を計画的に積立て・取崩しを行うべき</p>	<p>現状において、上屋施設の具体的な更新時期、事業費、財源が未定となっている。具体的な計画がないままに基金を積立て、取崩しを行うのではなく、財源を勘案して統廃合も視野にいれた施設の更新投資計画を作成し、具体的な更新時期、事業費、財源等を明確にして、基金の積立て・取崩しを行うべきである。</p>
<p>【25】和歌山下津港環境整備等基金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p>	<p>県営港湾施設管理特別会計中期経営計画（第四期）において、基金の利用計画を策定する。</p>

<p>(1) 基金の利用計画について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 基金の利用計画を作成すべき</p> <p>現状、本基金は休眠状態となっており、今後の利用計画が策定されていない状況では、基金が有効に活用されていとは言えない。今後、どのように積立て、取崩していくか、基金の利用計画を策定し、基金を有効活用すべきである。</p> <p>また、本基金は、今後数年は休眠状態が見込まれるため、県民へ状況を説明するために、基金の状況及び今度の利用計画を県営港湾施設管理特別会計の中期経営計画等で開示することが望ましい。</p>	<p>県営港湾施設管理特別会計中期経営計画（第四期）において、基金の利用計画を策定する。</p>
---	--